

## 施設園芸大国しずおか構造改革緊急対策事業費補助金実施要領

### 第1 事業の目的

首都圏大手スーパーや食品加工業者等の実需者等の実需者ニーズに早期に対応し、産地とマーケットが結び付いた生産拡大につなげるため、戦略的作物生産拡大計画を策定する者が行う施設整備に助成し、マーケットインの考え方に基づく施設園芸産地の振興を図る。

### 第2 事業の内容

戦略的作物の生産規模を拡大する生産施設を整備する事業とし、具体的な内容は別表のとおりとする。

### 第3 事業の実施

#### 1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、施設園芸大国しずおか構造改革緊急対策事業を行おうとするときは、戦略的作物生産拡大計画（以下、「事業実施計画」という。）（様式第1号）を作成し、知事に提出するものとする。

#### 2 事業の実施期間

事業の実施期間については、交付決定日から当該年度の属する3月31日までとする。

#### 3 事業実施計画の成果目標

事業実施計画の成果目標については、別に定める施設園芸大国しずおか構造改革緊急対策事業計画審査要領（以下、「審査要領」という。）第5の（1）に掲げる成果目標項目を選択し、取り組むこととする。

#### 4 事業実施計画の承認等

知事は、審査要領に定める審査会において協議のうえ、事業実施計画が適切に設定されていると認められる場合、事業実施主体に事業実施計画の承認を通知するものとする。

#### 5 審査会の審査基準

審査会の審査基準については審査要領に定める。

### 第4 事業実施計画の変更

事業実施主体は、本要領第3の4により承認を受けた事業実施計画について、次に掲げる変更を行う場合は、事業変更計画書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。なお、その手続きは、交付要綱第4（1）に準じて行うものとする。

(1) 事業内容の変更

(2) 成果目標の変更

(3) 全体事業費の 30%を超える増減

#### 第 5 実績報告書の提出

事業実施主体は、本要領第 3 の事業が終了した時は、実績報告書（様式第 3 号）を 30 日以内、又は事業実施の翌年度 4 月 10 日までのいずれか早い日までに知事に 1 部提出するものとする。

#### 第 6 事業実施状況の報告等

事業実施主体は、事業実施状況を実施状況報告書（様式第 3 号）により、事業実施計画の承認年度の翌年度から目標年度において、毎年度、当該年度における事業実施状況を当該年度の翌年度の 4 月末日までに報告するものとする。

#### 第 7 事業の推進体制

- 1 事業実施主体の所在地を所管する農林事務所（以下、「所管農林事務所」という。）の長は、この事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、事業実施主体と相互に連携して事業を推進するものとする。
- 2 所管農林事務所は、事業実施主体の統括的な指導・監督に当たるものとする。
- 3 この要領に基づき提出すべき書類は、所管農林事務所の長を経由して、経済産業部農業局農芸振興課に提出するものとする。

#### 第 8 助成措置

県は、毎年度、予算の範囲内において、この事業の実施に要する経費について助成するものとする。

#### 第 9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

別表

事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率
<p>戦略的作物の生産規模を拡大するための鉄骨ハウス又はパイプハウスの新設。</p>	<p>1 認定農業者(農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定するもの)</p> <p>2 認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定するもの)</p>	<p>1 戦略的作物生産拡大計画(事業実施計画)が承認されていること。</p> <p>2 対象作物は、以下に掲げるいずれかを満たす戦略的作物とする。</p> <p>(1)ふじのくにマーケティング戦略に選定されている戦略的作物</p> <p>(2)県が実施した首都圏市場調査の結果、ニーズがあると認められる戦略的作物</p> <p>(3)事業実施主体が独自に調査を実施した上で選定した戦略的作物(事業実施計画書1の(3)に詳細を記載すること)</p> <p>3 補助対象施設に対し共済制度に加入すること。</p> <p>4 以下に掲げるいずれかの認証を取得又は取得予定であること。</p> <p>(1)しずおか認証</p> <p>(2)JGAP</p> <p>(3)GGAP</p> <p>(4)花き産業総合認証</p> <p>(5)花き日持ち性向上生産管理基準認証制度</p>	<p>補助対象に掲げる経費の3分の1以内。ただし、新設する鉄骨ハウス等の面積1平方メートル当たり7千円を上限とし、千円未満の端数がある場合は切捨てとする。</p>